

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	9	介護保険	中条町担当	町民福祉課	介護保険係	担当者名	
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	1	介護保険給付	黒川村担当	住民課	介護保険係	担当者名	

現況			調整方針	備考
記載事項	中条町	黒川村		
現物給付	<p>受給者異動情報は、磁気媒体（MO）にて新潟県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」）へ。毎月3日まで。</p> <p>国保連合会からの請求により、毎月20日までに支払。</p> <p>国保連合会から届く給付実績等の磁気媒体（MO）は、当庁電算に取り込む。</p>	<p>同左</p> <p>訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・福祉用具貸与・居宅介護支援にて特別地域加算（15%）あり。（山村振興法）</p>	<p>現行のとおりとする。</p>	
償還払い給付	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具購入費 申請受理、内容確認後支給。口座振込日は毎月25日。 住宅改修費 申請受理、内容確認（理由書、工事写真、工事内容内訳書、領収証等）後支給。口座振込は毎月25日。 標準負担額差額支給 国保連合会からの給付実績をもとに申請書に領収証を添付のうえ申請いただく。口座振込日は毎月25日。 実際には、介護保健施設から入退所連絡票が届いた時点で、該当する場合は、標準負担額減額認定申請書を提出して頂く様にしているため、差額支給についてはほとんど実績がない。 特例サービス実績なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具購入費 申請後、約2週間後（以降）に給付。口座振込みは村の振込み指定日（10日・20日・末日等）に。 住宅改修費 申請後、約2週間後（以降）に給付。口座振込みは村の振込み指定日（10日・20日・末日等）に。領収証は本通確認後写しを添付。 標準負担額差額支給 国保連合会からの給付実績をもとに村任意の申請様式により、領収書（本通確認後の写し）を添付のうえ申請いただく。口座振込みは村の振込み指定日（10日・20日・末日等）に。 特例サービス実績なし。 	<p>口座振込みの月回数等の事務処理は、新市電算システムで対応する。</p>	

現 況		調 整 方 針	備 考																														
記載事項	中 条 町			黒 川 村																													
高額サービス費給付	国保連合会からの給付実績（MO）の取り込みにより支給対象者を抽出（3ヶ月に1回）。支給のお知らせと申請書を送付。特養入所者へは、施設へ送付。申請書受理、内容確認後（領収証等）25日に支給。	国保連合会からの給付実績（MO）の取り込みにより支給対象者（世帯）を抽出。支給のお知らせと申請書を送付。特養入所者へは、施設へ送付。毎月10日までの申請に対しその月の末日に給付（閉庁日の場合、前開庁日）。申請書に添付する領収証は、本通に確認印を押印した写しを添付。月に約18件。 特養とっさか入所者で、社会福祉法人等の減免対象者以外は、受領委任払いなし。	現行のとおりとする。																														
短期入所のおおむね半分を超える利用	国保連合会から送付される縦覧リストで確認。 該当する場合は、担当のケアマネージャーに連絡。	同 左 なお、逆に利用したい場合、事前に利用者の状態を勘案し、ケアマネージャーより任意の様式にて協議する。																															
給付制限	滞納者一覧表、給付制限該当者一覧表を随時出力しチェック。 保険料を滞納し2年が経過した者について徴収権消滅の事前通知を送付し、2年1ヶ月経過したものから不納欠損処理を行う。 これまでに給付制限措置の実績なし	同 左																															
介護給付費適性化事業	国保連合会との伝送環境を構築し、一割負担の不徴収やサービスを伴わない請求の発見の端緒等に資するため、介護給付費のお知らせ（通知）を3ヶ月ごとに被保険者に送付する。	未実施	中条町の例による。																														
関係法令等	介護保険法	介護保険法	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="2">影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>1,223,000</td> <td>1,223,000</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>275,500</td> <td>275,542</td> <td colspan="2">42</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,498,500</td> <td>1,498,542</td> <td colspan="2">42</td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </tbody> </table>	財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額（増減）		中条町	1,223,000	1,223,000	0		黒川村	275,500	275,542	42		計	1,498,500	1,498,542	42		備考 平成15年度当初予算ベース				
財政への影響額				単位：千円																													
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																														
中条町	1,223,000	1,223,000	0																														
黒川村	275,500	275,542	42																														
計	1,498,500	1,498,542	42																														
備考 平成15年度当初予算ベース																																	